地方自治法施行令第１６７条の４の規定に関する申出書

令和　５年　　月　　日

 (あて先)

埼玉県保健医療部医療人材課長　宛

(参加希望者)

　　住　　　　　　所

　　商号又は名称

 　代表者

当社は、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であることを申し出ます。

なお、この申出書に記載した内容に虚偽等があった場合には、発注者から落札者決定の取消しや契約解除等の措置を受けても当社はそのことに関し異議、苦情又は不服等を申し出ません。

また、上記の措置に伴う損害があった場合でも当該損害を発注者に請求しません。

|  |
| --- |
| 地方自治法施行令(抜粋)（一般競争入札の参加者の資格）第百六十七条の四普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。**一** 　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者**二** 　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者**三** 　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者第２項省略（指名競争入札の参加者の資格）第第百六十七条の十一 　第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。第２項省略第３項省略 |